学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書

現在、教育の現場では、「誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学び」の実現を目指すＧＩＧＡスクール構想の一環で、児童生徒に一人一台の情報端末の貸与、並びに校内の高速ネットワーク整備が進められている。

また、これらのハード面の取組に加え、児童生徒の個別最適な学びと協働的な学びの充実や、特別な配慮を必要とする児童生徒の学習上の困難の低減に資するものとして、デジタル教科書の導入も進められようとしている。

ＧＩＧＡスクール構想に対しては、ＩＣＴを活用したオンラインでの授業や宿題の配付、さらに、デジタル教科書やデジタルドリルの活用など、各人の状況に合わせた学習を推進することにより、多様な学びの実現と教員の負担軽減などへの期待が高まっている。

一方で、全ての教員が情報端末を活用した一定レベルの授業を行うことができるよう、個人情報の取扱い及び管理も含めた教職員の資質の向上が求められる。また、デジタル教科書・教材は、学校から貸与された端末を使い、学校のシステムに接続する必要があり、例えば、転校先でも復習や学びが継続できる環境を整備しておくことも重要である。

さらに、デジタル教科書のみを使用した場合には、学習の基本能力である読解力の低下が危惧される。そこで、各自治体において、Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０時代を生きる子どもたちにふさわしい教育を推進するため、学校教育にＩＣＴを浸透させ、さらなる教育の充実を図るためのデジタルトランスフォーメーション（以下、ＤＸという。）の実現に向けて取り組んでいくべきである。

よって、国におかれては、下記の事項について迅速に対応することを強く求める。

記

１　情報端末の利活用、個人情報の取扱いなど、教育ＤＸに対応する教職員研修の在り方について検討を進めること。

２　システムやソフトウエアの整備、情報端末や通信設備の修繕や定期更新など、教育ＤＸに関する学校教育予算の充実・確保とその在り方について検討を進めること。

３　様々な会社の情報端末とデジタル教科書と個人認証システムの互換性を確保するための、統一規格について検討を進めること。

４　よく聞き、よく読み、よく書くなどの生涯学び続けるための基本的な学ぶスキルを身につける上で、紙面の活用と対面学習の併用を検討すること。

以上　地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和３年６月２８日

岐　阜　市　議　会

国会及び関係行政庁宛